一般社団法人日本活断層学会会費規程

2017年5月23日総会決定

(主旨)

第1条 この規程は一般社団法人日本活断層学会定款第8条により会費を規定する。

(会費)

- 第2条 会費は以下の通りとする。
- (1) 正会員8,000円
- (2) 賛助会員

特級 200,000 円以上 (学術大会・研究集会に 10 名参加可能)

- A級 100,000 円 (学術大会・研究集会に 8 名参加可能)
- B級 50,000 円 (学術大会・研究集会に 5 名参加可能)
- C級 20,000 円 (学術大会・研究集会に 2 名参加可能)
- (3) 購読会員 7,000 円
- 2 正会員のうち、学生・院生については申請書を理事会に提出し、承認された場合には 会費を 2,000 円とすることができる。

(名誉会員)

第3条 名誉会員は会費を免除する。

(途中入会)

第4条 年度途中における入会の場合にも会費減額は行わない。

(改定会費の実施)

第5条 改定会費の実施は、総会の承認を得た翌年度からとする。

(会費の免除)

第6条

- 1 理事会は、大規模な災害により被害を受けた会員について、会費の納入を免除することができる。
- 2 対象は、原則として災害救助法の適用を受けた地域に住所、所在地または勤務地を有する正会員、賛助会員並びに購読会員のうち、当該災害により甚大な被害を受けた者とする。

- 3 会費の免除を受けようとする会員は、会長に、被害の状況及び程度を記した会費免除申請書(別紙様式)を提出するものとする。
- 4 理事会は、会費免除申請書の内容を審査し、免除が相当と認められた場合にはこれを 認めるものとする。
- 5 免除の対象は申請書が提出された年度の会費とし、当該年度の会費が既に納入されている場合には、これを翌年度の会費に充当するものとする。
- 6 免除を受けた会員は、被害の状況が翌年度も継続する場合には、再度会費免除申請書 を提出することができる。

(改定)

第7条 この規程の改定及び廃止は、総会の決議を得なければならない。

(附則)

1 この規程は2017年5月23日から実施する。

会費免除申請書

一般社団法人日本活断層学会会長 殿

年 月 日

下記の通り会費納入の免除を受けたいので申請します。

会員名

会員種別 正会員・賛助会員・購読会員

被災を受けた場所(自宅、所在地または勤務先)

被害の状況及び程度